# 国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善: 継続プロセス

# 2012年6月22日

# (仮訳)

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対応するためのアクションプランをFATFと共に策定した国・地域として、以下を特定した。これら国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対応するとのハイレベルでの政治的コミットメントを書面で提供している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、継続的に国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域を特定する。

FATF及びFSRB(FATF型地域体)は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対応における進捗について報告を継続する。FATFはこれらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期限内でのアクションプランの履行を要請する。FATFはこれらアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを慫慂する。

#### アフガニスタン

2012 年 6 月、アフガニスタンは FATF 及び APG(アジア・太平洋 FATF 型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③全ての金融セクターに対する、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの構築及び履行、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを行っていく。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# アルバニア

2012年6月、アルバニアはFATF及びMONEYVAL(欧州FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①適切な顧客管理措置規定の履行、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、及び③テロ資金供与に関する国際協力の枠組み強化を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを行っていく。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# アルジェリア

2011年10月、アルジェリアは、FATF及びMENAFATF(中東・北部アフリカFATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは資金洗浄・テロ資金供与対策に関する戦略上重大な欠陥が残っていることに懸念を持っており、そのため、これらの欠陥がすでに対処されているかを明らかにするため、同国への更なる関与が必要である。アルジェリアは、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、③顧客管理措置の改善及び拡大、及び④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

#### アンゴラ

2010 年6月、アンゴラは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年2月以降、同国は、顧客管理に関する規則の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③テロリスト資産を遅滞なく特定し凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行を含む、欠陥に対処するよう取組むべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# アンティグア・バーブーダ

2010年2月、アンティグア・バーブーダはFATF及びCFATF(カリブ諸国FATF型地域体)と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、全体的な監督枠組みの改善を継続すること、この目的において東カリブ諸国機構との協働を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行に継続して取り組むべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# アルゼンチン

2011 年6月、アルゼンチンは FATF と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略 上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。 2012年 2 月以降、同国は、テロリスト関連資産の凍結のための枠組みを規定する大 統領令の発令と、疑わしい取引の届出義務の適用対象機関に対する、金融情報機関 規定の発令を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた相当な進歩を 見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略 上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の犯罪化に関し残存する 欠陥への対応、②資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続き及びテロ リスト資産を凍結するための適切な手続きの更なる改善、③金融の透明性の強化、④ 完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築と、疑わしい取引の届出義務の 改善、⑤全ての金融セクターに対する、資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラム の更なる強化、⑥顧客管理措置の更なる改善及び拡大、及び⑦国際協力のための適 切なチャンネルの構築及び効果的な履行の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対 策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。 FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクショ ンプランの履行過程の継続を慫慂する。

# バングラデシュ

2010年10月、バングラデシュはFATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年2月以降、司法共助に関する法律の制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適

切な手続きの構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、 ④国際協力の改善、及び⑤資金洗浄・テロ資金供与対策義務の遵守を確保するため の、資本市場仲介業者に向けたガイダンスの発行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対 策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。 FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクショ ンプランの履行過程の継続を慫慂する。

# ブルネイ・ダルサラーム

2011 年6月、ブルネイ・ダルサラームは、FATF 及び APG と協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012 年 2 月以降、ブルネイは、犯罪収益財産の回復に関する法律(2012)及びテロ対策に関する改正法(2012)の公布を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③適切な司法共助法制の制定と施行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

### カンボジア

2011年6月、カンボジアは、FATF及びAPGと協働して、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手続きの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤クロスボーダー現金取引の効果的な管理体制の構築及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するため、アクションプランの履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

### クウェート

2012年6月、クウェートは、FATF及びMENAFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与

対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の履行、③テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、④司法共助実施のための、適切な法律及び手続きの確保、⑤効果的な顧客管理措置の構築、⑥特に金融情報機関の運営上の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑦資金洗浄・テロ資金供与についての疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識と遵守の確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを行っていく。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# キルギス

2011年10月、キルギスはFATF及びEAG(ユーラシアFATF型地域体)と協働し、資金 洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルで の政治的コミットメントを示した。2012年2月以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策 の委員会設立を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進捗を示し てきた。しかし、FATFは、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上 重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な 犯罪化、②テロリスト資産を特定し追跡、凍結するための適切な法的枠組みの構築及 び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な手段の構築及び履行、 ④全ての金融機関に対する効果的な顧客管理措置の構築、及び⑤全ての金融セクターに対する、十分かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行 を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの 履行への取組みを継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策 上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続、特に資金洗浄・テロ資金供 与対策関連法の必要な改正を慫慂する。

#### モンゴル

2011年6月、モンゴルはFATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年2月以降、金融情報機関と法執行当局間の協力体制強化を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、④疑わしい取引の届出義務の改善、及び⑤金融サービス

業者の効果的な規制の実施を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

#### モロッコ

2010年2月、モロッコは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪範囲の拡大、顧客管理措置の拡大に関する条項の改正や金融情報機関の運営に関する措置を取るなど、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロ資金供与の適切な犯罪化を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。

# ナミビア

2011年6月、ナミビアは FATF 及び ESAAMLG(東南部アフリカ FATF 型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。同国は、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約の締結を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③十分な権限を伴った、適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④特に金融情報機関の運営の自律性に対処した、完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び⑤国内の資金洗浄・テロ資金供与対策の不遵守に取り組むための効果、バランスかつ抑止力を備えた制裁措置の履行を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATF は、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

#### ネパール

2010年2月、ネパールは FATF 及び APG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の 戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示 した。2012年2月以降、同国は、司法共助及び犯罪人引渡しに関する規則を制定し、 テロリストの資産凍結及び金融機関の顧客管理に係る通達を発令した。しかし、 FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③資金洗浄に関連する資金を没収するための適切な措置の構築及び履行、④適切な司法共助法制の制定と発効、⑤完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑥資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# ニカラグア

2011年6月、ニカラグアはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①特に現在監督当局に規制されていない主体における効果的な顧客管理措置及び記録保存条件の構築、②資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務の創設、③全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策監督プログラムの履行、④完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築、及び⑤テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行を含む、これらの欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは、同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# フィリピン

2010年10月、フィリピンは、FATF及びAPGと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年2月以降、同国は資金洗浄対策の関連法改正及びテロ資金供与対策に関する法律制定を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた顕著な進歩を見せているが。しかし、FATFは、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄の適切な犯罪化に係る更なる措置、②テロリスト資産を特定、凍結するための適切な手続き及び資金洗浄に関連する資金没収に係る更なる規定拡大の確保、及び③疑わしい取引の届出義務の適用対象機関の拡大を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続するべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。特に FATF は、同国が、審議中の、資金洗浄対策の改正法案を成立することを強く慫慂する。

# スーダン

2010年2月、スーダンは FATF 及び MENAFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、②完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、及び③資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守のための効果的な監督プログラムの確保を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# タジキスタン

2011年6月、タジキスタンは FATF 及び EAG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012年2月以降、同国は、金融情報機関の強化及び資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化を改善するための刑法改正を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関する残存する問題への対応、②資金洗浄及びテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の構築の確保及び疑わしい取引の届出義務の改善、及び④顧客管理措置の改善及び拡大を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

### トリニダード・トバゴ

2010 年2月、トリニダード・トバゴは FATF 及び CFATF と協働し、資金洗浄・テロ資金 供与対策上の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。2012 年 2 月以降同国は、金融情報機関の常任の長官の指名及び テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの採用を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策体制の改善における進捗を示してきた。FATF は、かつて FATF によって 特定された欠陥に対処するために必要な改善及び取組の履行過程を確認するため 実地調査を行う。

# ベネズエラ

2010年10月、ベネズエラはFATF及びCFATFと協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。以降、同国は、テロ資金供与の犯罪化及び資金洗浄・テロ資金供与に関する疑わしい取引の届出義務を構築するための資金洗浄・テロ資金供与対策の法律制定、及びテロリストの資産凍結に係る体制の欠陥に対応するための新たな決議の発令を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制改善に向けた進歩を見せている。しかし、FATFは同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、主にテロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行による、資金洗浄・テロ資金供与対策上の残存する戦略上重大欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

# ジンバブエ

2011年6月、ジンバブエは FATF 及び ESAAMLG と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対応することについて、ハイレベルでの政治的コミットメントを示した。FATF は同国の資金洗浄・テロ資金供与対策に、戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリスト資産を特定し凍結するための適切な手続きの構築及び履行、③完全にかつ効果的に機能する金融情報機関の確保、④資金洗浄・テロ資金供与に関する適切な疑わしい取引の届出義務に対する金融機関の意識向上と遵守の確保、⑤適切な司法共助法制の制定と施行、及び⑥1999年のテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約を完全に履行するための法もしくはその他手段の改正及び履行を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応するためのアクションプランの履行への取り組みを継続すべきである。FATFは同国が残存する資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対応し、アクションプランの履行過程の継続を慫慂する。

-----

#### トルクメニスタン

FATFは、トルクメニスタン の資金洗浄・テロ資金供与対策の改善における著しい進捗を歓迎し、同国が、FATFにより特定された資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に関するアクションプランにおけるコミットメントをおおむね達成したことを認識する。従って、同国は、国際的な資金洗浄及びテロ資金供与対策の遵守の改善プロセスの下でのFATFの監理の対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての問題への対応をEAGと協働して継続するとともに、

\_\_\_\_\_\_

(以上)